

**JFSW ハンセン病委員会**  
ハート相談センターの活動について報告

日本ソーシャルワーカー連盟（以下「JFSW」）<sup>1</sup> ハンセン病委員会「ハート相談センター」では、ハンセン病回復者とその家族の支援活動を行っています。ご報告と共に、会員の皆様のご理解ご協力をお願い致します。

<ハート相談センターの活動>

ハンセン病回復者の方とその家族が地域で安心して生活ができるよう、退所者の会、弁護団・弁護士会、当事者・関係団体などと連携を図りながら、電話相談や個別の状況に応じた支援、啓発活動などを行っています。

「ハート相談センター」は、JFSW が 2003 年に開設した相談センターです。この相談センターは、ハンセン病回復者の支援活動として療養所から退所して地域で生活されている方、および療養所で生活されている方と、そのご家族を対象とし、生活上の問題や疑問を、専門のソーシャルワーカーと一緒に考え、解決するために情報提供や具体的支援を行なっています。

<ハンセン病家族集団訴訟について>

2016年2月15日に原告59名による第一次提訴、総勢568名の原告が参加し、国に対して家族の被害に対する損害賠償と謝罪広告を求めた集団訴訟は、2019年6月28日に熊本地方裁判所で国の責任を認める勝訴判決が言い渡されました。7月9日には安倍首相による控訴断念の会見が行われ、12日の国の控訴断念が確定、24日に首相と厚生労働大臣による原告との面談と謝罪が行われました。

私たちハート相談センターのメンバーも裁判の傍聴から、署名への呼びかけ、国会議員に支援要請を行うなど、原告、弁護団、支援団体とともに、その活動にささやかながら協力してまいりました。現在は、家族補償に対する支援として、相談者からの対応を行っております。

<ハンセン病の問題にもっと関心を……>

1998年7月に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提訴され、2001年5月11日、熊本地裁で原告（患者・元患者）が勝訴しました。これによって、ハンセン病回復者の人びとが差別や偏見から解放されたと思っている社会福祉士も多いことと思います。しかし、今もこの社会から心を閉ざしてひっそりと身も守りように暮しておられる方も少なくありません。また、地域に出られた回復者が高齢による病気や介護の問題や不安に直面していることについては、あまり知られてはいません。会員の皆様にもっと関心をもってほしいと

思います。

<ハンセン病市民学会総会・交流集会について>

JFSW ハンセン病委員会が加入するハンセン病市民学会では、第16回ハンセン病市民学会総会・交流集会が2020年5月16日～17日に長野市で開催する予定です。

プログラムの内容、申込方法などの詳細は、以下にお問い合わせください。

JFSW ハンセン病委員会ハート相談センター TEL:03-5302-2234(水・金 14:00～17:00)  
もしくは、ハンセン病市民学会事務局ホームページ (<http://shimingakkai.com/>)

1 JFSW(日本ソーシャルワーカー連盟)は、(NPO)日本ソーシャルワーカー協会、(公社)日本社会福祉士会、(公社)日本医療社会福祉協会、(公社)日本精神保健福祉士協会等で構成され、IFSW(国際ソーシャルワーカー連盟)に日本国代表団体として加盟しています。